

壮健調剤薬局における感染対策指針

当薬局は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる医療提供施設および介護保険事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、薬局利用者、薬局職員、取引先関係者等の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本理念

施設・事業所等における感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を整備し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当薬局における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ① 「弊社で感染対策について」、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね年に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する
- ② 職員の清潔の保持および健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 職員の健康管理
 - ロ) 基本的な感染対策の徹底
 - ハ) 防護具、消毒液等備蓄品の確保
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員対象に年1回以上の「研修」（含む入職時）を定期的を実施する。また、研修の実施内容についても記録する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的を実施する。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- ⑤ 当調剤薬局で感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルに従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等の発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
- イ) 職員は手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- ロ) 職員への感染予防のため、必要に応じてマスク等个人防护具を適切に使用する。
- ハ) 職員等が新興感染症等に感染したと疑われる場合は、速やかに管理者および開設者に連絡する。原則として職員本人が感染した場合は、厚生労働省の指針に応じて出勤停止等の措置をとる。家族等が感染した場合および本人への感染が強く疑われる場合は、保健所の指示に従う。
- ニ) 三密(密集・密接・密閉)を意識し、人との距離をとる。
- ホ) 検温は毎日必ず行い、チェックシートに記録する。
- ③ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、医療機関や保健所、薬剤師会および行政関係機関との連携を行う。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備する。

3. 本指針の取扱い

当薬局では前述の取り組みのほか、適正な業務の維持のための方策を講じ、それに伴い、必要に応じて本指針の改訂を行うこととする。

<附則>

本方針は、2024年4月1日から適用する。(改)

以上

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

福岡県知事（以下「甲」という。）と壮健調剤薬局の管理薬剤師（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定に基づく医療措置の内容は、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を想定している。実際に発生及びまん延した新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）が、本協定の前提・内容（事前の想定）と大きく異なる事態となった場合は、国がその対応について判断することとされており、この場合には必要に応じて本協定の内容を見直すこととする。

（目的）

第1条 この協定は、新興感染症に係る発生等の公表が行われたときから新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新興感染症発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることができるよう、甲が新興感染症の医療提供体制を平時（新興感染症の発生前）から確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの申請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後 （新興感染症に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	服薬指導、薬剤の配送等 ※ 対面以外で対応可能な服薬指導の方法 電話 オンライン ※ 対応可能な対象者 かかりつけ患者 かかりつけ患者以外の患者 ※ 健康観察の対応 健康観察対応不能

（措置に要する費用の負担）

第4条 第3条に基づく措置に要する費用については、福岡県の子算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

（新興感染症に関する最新の知見についての情報提供等）

第5条 甲は、国から新興感染症に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

※「正当な理由」の例
 (1)医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している
 (2)ウイルス性状等が事前想定と大きく異なり、患者一人に要する人員が異なる
 (3)感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している

（協定の実施状況等の報告）

第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G－M I S）により報告を行うよう努める。

（平時における準備）

第9条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する薬局向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議し定めるものとする。

この協定は甲乙双方の合意によって成立するものとする。

令和6年2月20日

甲 福岡県知事：服部 誠太郎
 乙 薬局名称：壮健調剤薬局
 薬局所在地：福岡市南区皿山2-1-2
 管理薬剤師：深川泉
 保険薬局番号：4041241466
 G－M I S I D：vj565931